

令和8年度 第1回 仙台市景観総合審議会

日時：令和8年9月1日（火）

15時00分～

場所：仙台市役所本庁舎

8F 第4委員会室

次 第

1. 開会
2. 都市整備局長挨拶
3. 各委員挨拶
4. 事務局紹介
5. 会長、副会長選出
6. 会長挨拶
7. 議事
 - 〈審議事項〉
 - ・屋外広告物部会の設置について
 - ・デジタルサイネージのあり方の検討について
 - 〈報告事項〉
 - ・青葉山エリアにおける景観形成の検討について
8. 閉会

— 配 付 資 料 —

- 資料1 : 屋外広告物部会の設置について
- 資料2 : デジタルサイネージのあり方の検討について
- 資料3 : 青葉山エリアにおける景観形成の検討について

仙台市景観総合審議会 委員名簿

任期：令和8年8月31日～令和10年8月30日

(令和8年9月1日現在)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
いなば まさこ 稲葉 雅子	(株)たびむすび 代表取締役 (株)ゆいネット 代表取締役
うめだ かおり 梅田 かおり	ライティングデザインスタジオ LUME 代表
かとう ゆきえ 加藤 幸枝	(有)クリマ 代表取締役
ごとう あつし 後藤 淳	仙台商工会議所 理事・事務局長
こばやし としこ 小 林 淑子	宮城県建築士会会員 (株)魁設計 設計室 室長
さ さ き かずゆき 佐々木 和之	(株)ユーメディア 地域ブランディング事業部 執行役員
さ さ き しんたろう 佐々木 慎太郎	宮城県屋外広告美術協同組合 理事長 (有)ササキ創芸 代表取締役社長
ち ば ようすけ 千葉 ようすけ	仙台市議会議員
つくだ はるか 佃 悠	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門 准教授
つねまつ よしずみ 恒松 良純	東北学院大学工学部環境建設工学科 教授
ふ わ まさひと 不破 正仁	芝浦工業大学システム理工学部 建築・環境課程 准教授
やまはた のぶひろ 山畑 信博	東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン 学科 教授

(五十音順，敬称略)

屋外広告物部会の設置について

1 位置付け・経緯

- ・ 専門事項を調査審議するため、審議会に専門部会を設置することができる
(杜の都の風土を育む景観条例第 27 条第 8 項)
- ・ 専門部会は、10 人以内で組織する
(杜の都の風土を育む景観条例第 27 条第 9 項)
- ・ 部会に属すべき部会員は会長が指名する
(仙台市景観法等の施行に関する規則第 33 条)
- ・ 本市では、屋外広告物施策について、専門的かつ機動的に取組みの展開を図っていくことを目的に、平成 29 年度から屋外広告物部会を設置している

2 屋外広告物部会の対象とする調査審議事項

平成 29 年度より以下の事項について部会での調査審議の対象としている。

- ① 屋外広告物の許可基準に係る事項で景観総合審議会から審議を委ねられた事項
- ② 屋外広告物の表示または設置が許可の基準に適合しない場合において、市長が特に必要と認めて行う許可
- ③ 禁止地域・禁止物件の規定にかかわらず市長が特に必要と認めて行う許可
- ④ その他屋外広告物に関する事項で景観総合審議会から審議を委ねられた事項

3 調査審議事項の取り扱い

- ・ ①について
屋外広告物部会の意見を聴いたうえで景観総合審議会に諮る。
- ・ ②、③について
屋外広告物部会の意見を景観総合審議会の意見とし、審議結果について景観総合審議会へ報告する。
- ・ ④について
屋外広告物部会の意見を景観総合審議会の意見とすることを基本とする。内容によっては屋外広告物部会の意見を聴いたうえで景観総合審議会に諮る。

< 参考 >

杜の都の風土を育む景観条例(抜粋)

第 27 条 景観形成に関する重要事項を調査審議するため、仙台市景観総合審議会(以下「審議会」という。)を置く。

8 市長は、専門の事項を調査審議させるため、審議会に景観部会及び屋外広告物部会(次項においてこれらを「専門部会」という。)並びに専門委員を置くことができる。

9 専門部会は、それぞれ委員及び専門委員のうち十人以内をもって組織する。

仙台市景観法等の施行に関する規則(抜粋)

第 33 条 条例第二十七条第八項の景観部会及び屋外広告物部会(以下「部会」という。)に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

第 35 条

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

仙台市屋外広告物条例(抜粋)

第 10 条第 1 項

前二条の規定による許可の基準は、杜の都の風土を育む景観条例(平成七年仙台市条例第五号)に規定する仙台市景観総合審議会(次項及び第十二条において「審議会」という。)の意見を聴いて、第七条第一項各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ規則で定める。

第 10 条第 2 項

市長は、広告物等の表示又は設置が前項の規定による基準に適合しない場合においても、特に必要と認めるときは、審議会の意見を聴いて、前二条の許可をすることができる。

第 12 条

市長は、特に必要と認めるときは、第四条又は第五条の規定にかかわらず、審議会の意見を聴いて広告物等の表示又は設置を許可することができる。

デジタルサイネージの あり方の検討について

令和8年度第1回仙台市景観総合審議会

デジタルサイネージについて

<定義>

- ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信する屋外広告物
(映像等を表示するパネル、駐車場・ガソリンスタンド等で光源が点滅し文字情報を表示するもの)

<特徴（「光」「動き」「音」）>

- 長所：情報伝達性の高さ、広告の集約化、自由度の高さ等。賑わい創出への寄与なども期待
- 懸念：景観や交通安全性を阻害する恐れ



映像を表示



光源の点滅で文字情報を表示



経緯

<検討の背景>

- 近年、社会情勢の変化や技術の進歩などを背景に、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信する屋外広告物が増加してきた。

<本市のデジタルサイネージへの対応状況>

- 仙台市では、ネオンサインや光源が点滅する従来の屋外広告物と同様に、特殊照明装置付き広告物としてデジタルサイネージを取扱っており、面積や高さについては制限している。
- 現行の屋外広告物の許可基準には、デジタルサイネージの特徴である、光、動き、音などについては基準を定めていないため、これらに関する苦情への対応や事業者への指導が難しい。

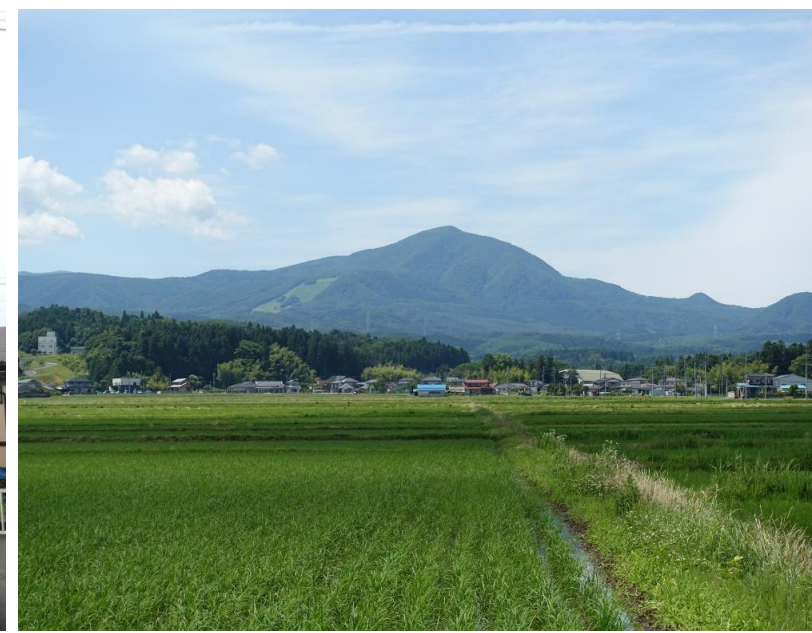
<検討の開始>

- R4～5の屋外広告物部会において「デジタルサイネージは交通安全に影響を及ぼす恐れがある」、「現行の仙台市屋外広告物条例に”デジタルサイネージ”を明記した方がよい」などの意見があった。
- 令和6年度より、デジタルサイネージのあり方について、屋外広告物部会において検討を行ってきた。
- 特に、映像を表示するパネルについては、動きがあり影響が大きいいため、主な対象として検討してきた。

課題

①景観の阻害（眺望地点、住環境、自然環境などにおける景観）

②交通安全への影響（交差点付近、信号機付近など）



課題

- ①景観の阻害（眺望地点、住環境、自然環境などにおける景観）
- ②交通安全への影響（交差点付近、信号機付近など）



検討の方向性

(1) 周辺環境の景観との調和を乱すデジタルサイネージの制限の検討	①仙台城址等主要な地点からの眺望景観を阻害しないよう制限範囲や基準を検討する
	②住環境や風致を阻害しないよう設置を禁止するエリアを検討する
	③商業地や幹線道路沿道等においても景観を阻害しないよう、大きさや明るさ等の基準を検討する
(2) 車両運転手の視認を誘引するデジタルサイネージの制限の検討	①歩行者等の見落としが発生しないよう、交差点付近において制限範囲や基準を検討する
	②信号機誤認等が発生しないよう、信号機付近において制限範囲や基準を検討する
	③交差点や信号機付近以外の場所においても、脇見運転などが起こらないよう制限範囲や基準を検討する

今後の検討の進め方

<令和8年度>

- 方向性（１）周辺環境の景観との調和を乱すデジタルサイネージの制限の検討
- 方向性（２）車両運転手の視認を誘引するデジタルサイネージの制限の検討
 - どのエリア（範囲）で、どのような制限を、どの程度行うか

<令和9年度>

- 制限の位置づけの整理
 - 条例やガイドラインなど、制限を何に位置付けするか
- ルールの策定

今後の検討の進め方

- デジタルサイネージのあり方の検討は、屋外広告物条例に基づく許可基準への反映が想定されるため、

■資料1の「屋外広告物部対会の対象とする調査審議事項」のうち、
「①屋外広告物の許可基準に係る事項で景観総合審議会から審議を委ねられた事項」
に該当するものと考えられる

➡引き続き屋外広告物部会での審議が妥当

■資料1の「調査審議事項の取扱い」より、
「屋外広告物部会の意見を聴いたうえで景観総合審議会に諮る。」こととし、更に、
➡屋外広告物部会での審議の状況について、適宜景観総合審議会に報告し、
屋外広告物部会に参加していない委員からも意見を聞く機会を持つ

青葉山エリアにおける 景観形成の検討について

令和8年度第1回仙台市景観総合審議会

- 1 検討の背景
- 2 青葉山エリアの景観特性
- 3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定
- 4 今後の進め方

1 検討の背景について

本市における青葉山エリアの位置づけ

■仙台市実施計画（令和6年3月策定）

チャレンジプロジェクト⑧都心創生プロジェクト

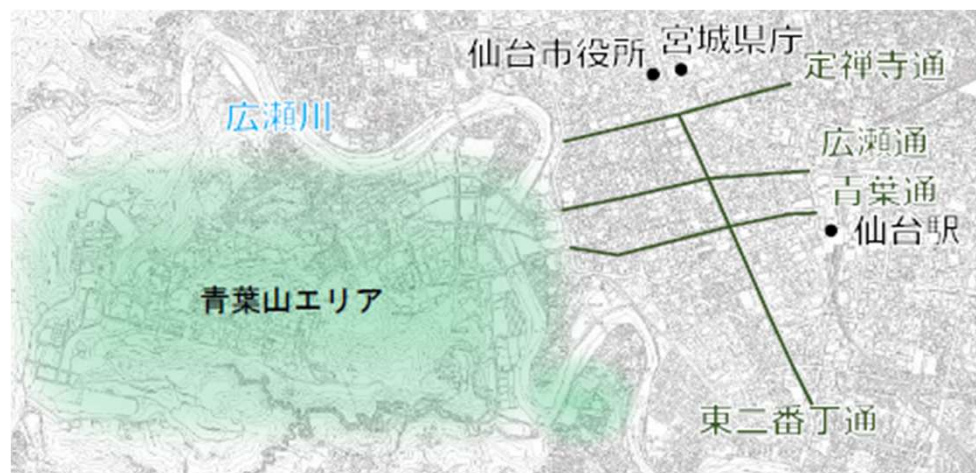
施策3 都心と相乗効果を生む青葉山エリアの魅力向上

- 都心西側に隣接するこのエリアにおいて、市民・来訪者の回遊など、都心とのつながりを強く意識しながら観光資源の充実や音楽ホール・中心部震災メモリアル拠点複合施設の整備、大手門復元に向けた取り組みを進めることにより、交流の場として魅力を活かしあう、青葉山エリアと都心をつくる。



■仙台・青葉山エリア文化観光交流ビジョン（令和5年3月策定）

- 人口減少や少子高齢化が進む中、本市が持続的に発展し、選ばれるまちであり続けるためには、仙台独自の個性を磨き上げ、その魅力や価値を国内外に発信していくことが必要であり、そのための重要な要素となるのが青葉山エリアである。
- この場所は、仙台のはじまりの地とも言える場であるとともに、仙台市基本計画においても「国際学術文化交流拠点」として、重要な拠点と位置付けられている。
- エリアの価値や魅力、回遊性の向上に向けた方向性等を示すビジョンを策定し、市民はもとより国内外に発信することにより、本市全体における交流人口の一層の拡大を図る。



1 検討の背景について

進行プロジェクト周辺における景観への配慮

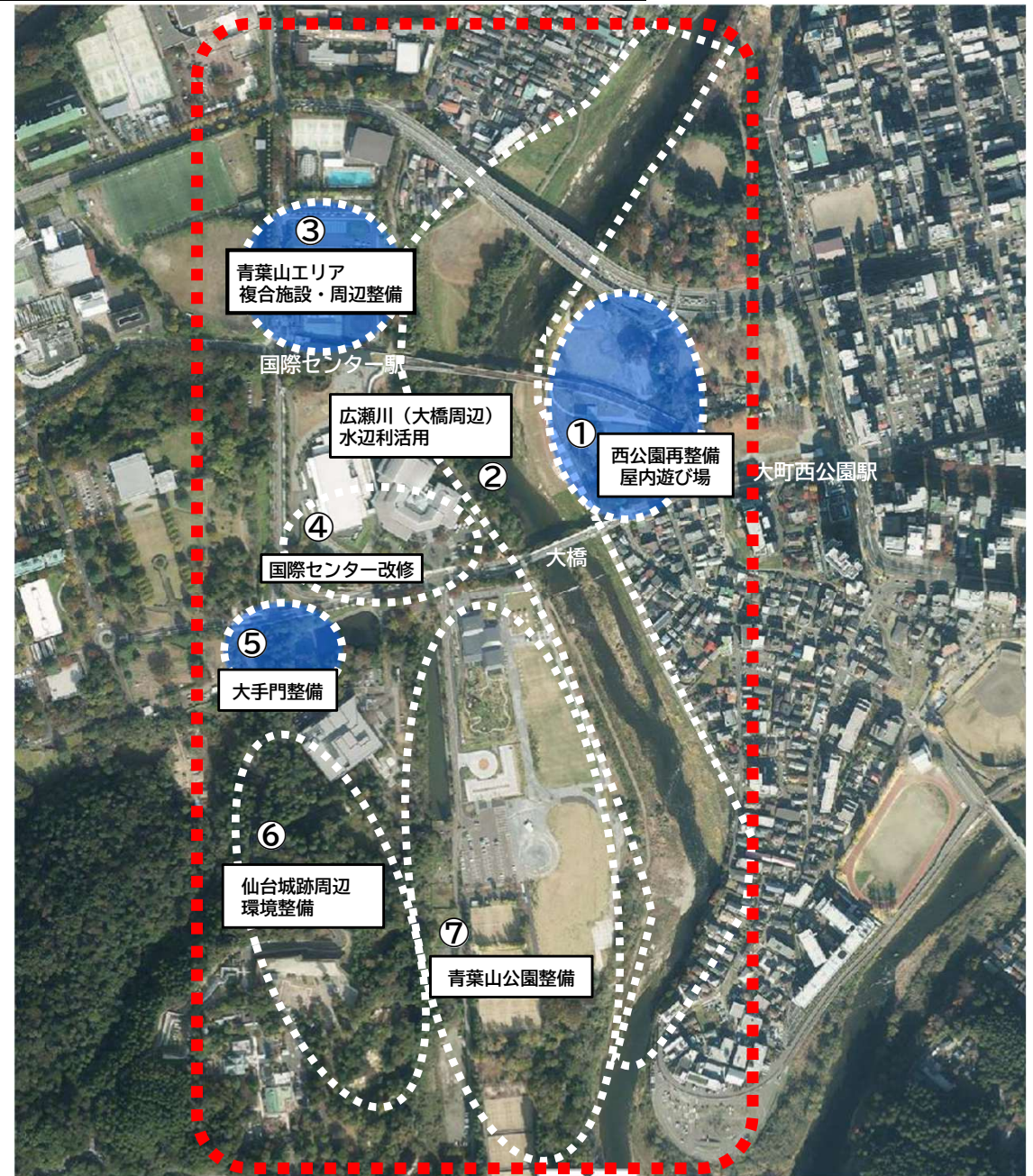
■進行しているプロジェクト

- ①西公園再整備
(屋内遊び場・駐車場)
- ②広瀬川(大橋周辺)水辺利活用
- ③青葉山エリア複合施設整備
- ④国際センター改修
- ⑤大手門整備
- ⑥仙台城跡周辺環境整備
- ⑦青葉山公園整備

■エリア全体の景観保全・形成

青葉山エリア周辺において、大型の公共プロジェクトが複数先行している。

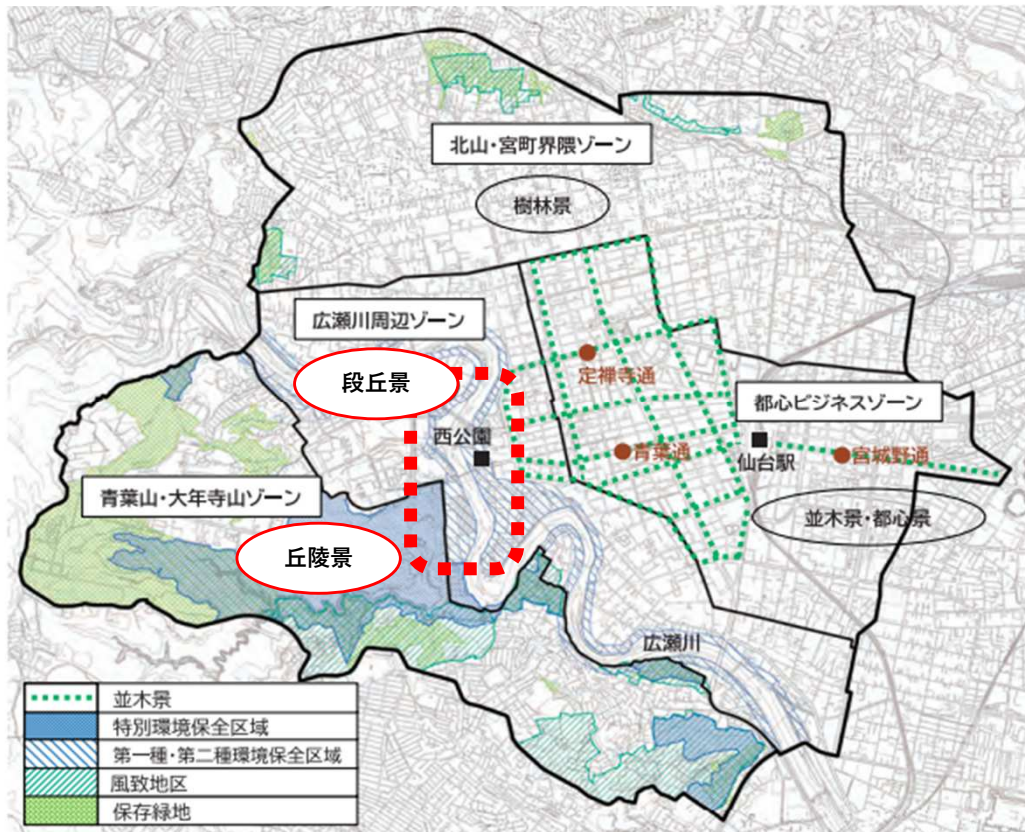
➡個別単体での検討だけでなく、
青葉山エリア全体としての、
魅力的な景観の保全・形成を図る
必要がある。



2 青葉山エリアの景観特性

景観計画における青葉山エリアの特性

景観重点区域における4つのゾーン区分図



広瀬川周辺ゾーン

【景観形成の方針】

広瀬川の自演環境を保全し、仙台城跡や大橋等からの眺望にも配慮し、変化に富む河岸の自然景観と調和する市街地の景観形成を図る。

青葉山・大年寺山ゾーン

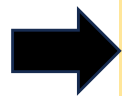
【景観形成の方針】

市街地から眺望できる丘陵景観を確保し、稜線と調和する市街地の景観形成を図る。



景観計画における青葉山エリアの景観特性

- 広瀬川周辺ゾーン: 蛇行する広瀬川の自然が織り成す多様な景観 ～段丘景～
- 青葉山・大年寺山ゾーン: 市街地から望むみどりの丘陵地景観 ～丘陵景～



青葉山エリアの景観の魅力:

青葉山丘陵や広瀬川段丘の自然景観と、それらと調和する建造物

3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

「景観」のとらえ方とビューポイントの選定

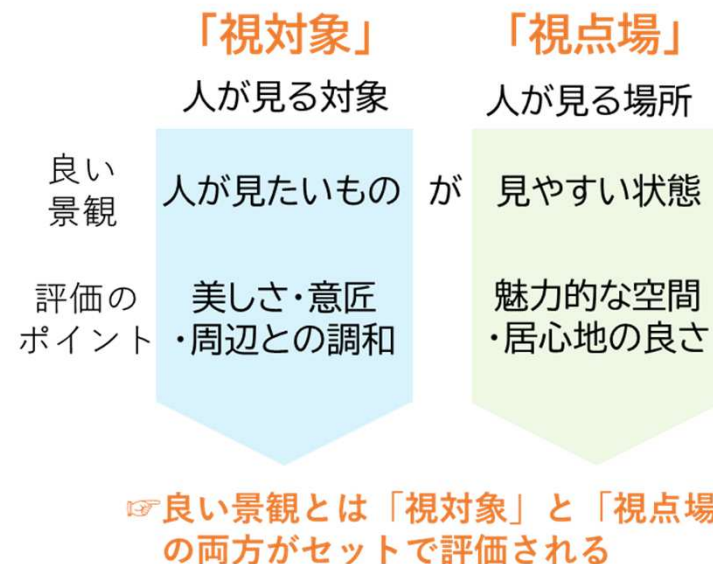
当該検討における「景観」の捉え方は以下のとおり。

景観とは、「人が視点(見る場所)からものを見ること」「見る人の目に映る画像」であり、ものではなく人間の中に起こる現象としています。

良好な景観とは、人が見て「良い」と感じるもの、見た印象の評価が高いものであり、見ている人を大事にした空間、歓迎している空間が景観上、高い評価になります。

※「建築敷地内の公共的空間ガイドライン」より

※良好な景観と「視対象」「視点場」の整理



青葉山エリアの良好な景観を保全・形成する

良好な景観の保全
公共事業実施における配慮
修景・維持管理における配慮

良好な景観の活用
魅力の発信・回遊の促進



エリア内の良好な景観について、見る対象 と それが見られる場所 を選定する
「(仮称)青葉山エリアビューポイント」の選定

3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

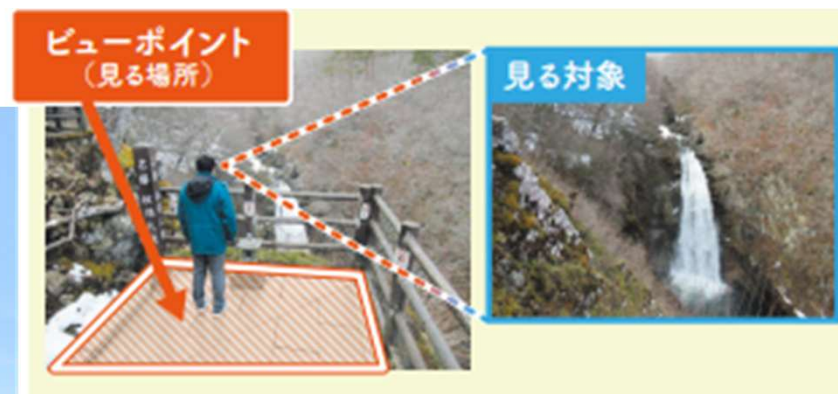
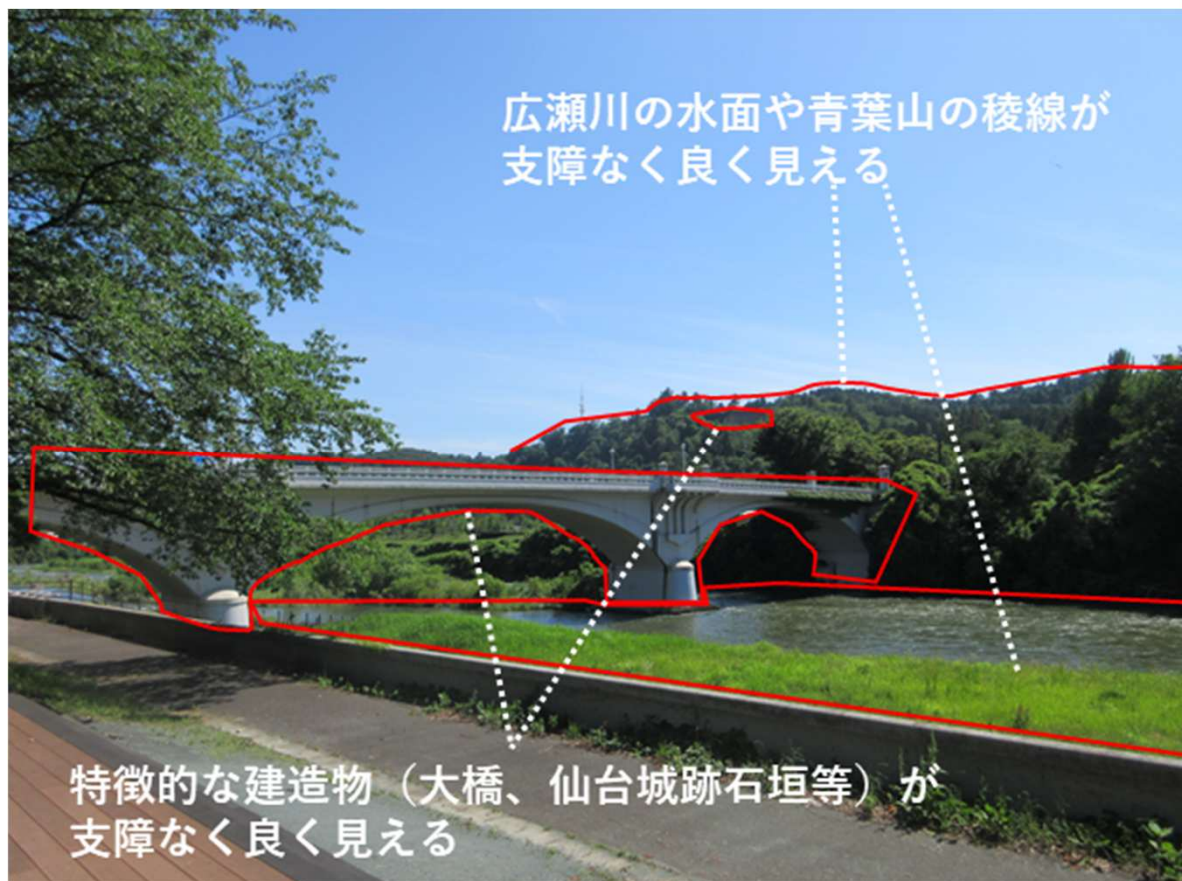
青葉山エリアビューポイントの選定条件

視対象【見せたいもの】として

- ・広瀬川の段丘、青葉山の丘陵の自然景観
- ・自然景観と調和する特徴的な建造物

視点場【見る場所】として

- ・誰でも容易に入れ、滞留することができる空間
- ・R6「杜の都のビューポイント」箇所(市民応募)



3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

青葉山エリアビューポイントの候補箇所

	場所名	主な視対象
①	仙台城跡本丸跡	広瀬川、大橋、都市部の景観、自然景観(都市と自然の対比)
②	西公園広瀬川沿い	広瀬川、大橋、仙台城跡石垣・青葉山稜線
③	大橋	広瀬川、地下鉄東西線、仙台城跡石垣・青葉山稜線
④	青葉山公園追廻地区	広瀬川、大橋
⑤	国際センター駅	広瀬川、地下鉄東西線、西公園屋内遊び場、青葉山エリア複合施設、大手門、仙台城跡石垣・青葉山稜線
⑥	仲ノ瀬橋	広瀬川、地下鉄東西線、青葉山稜線
⑦	西公園歩道橋	地下鉄東西線、青葉山稜線
⑧	西公園連絡橋入口	地下鉄東西線、西公園屋内遊び場
⑨	西公園屋内遊び場屋上	広瀬川、大橋、仙台城跡石垣・青葉山稜線
⑩	地下鉄東西線車内	西公園屋内遊び場、広瀬川
⑪	仙臺緑彩館北側	大手門
⑫	仙臺緑彩館南側	伊達政宗公胸像、騎馬像 仙台城跡石垣・青葉山稜線

※今後の検討により変更の可能性あり



3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

視点場①仙台城跡本丸跡

見せたいもの【視対象】

- ・ 広瀬川
- ・ 大橋
- ・ 都市部の景観
- ・ 公園内の自然景観
- ※都市部と自然の対比

見せる場所【視点場】

- ・ 青葉山公園内
政宗公騎馬像前の石垣付近



3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

視点場②西公園広瀬川沿い

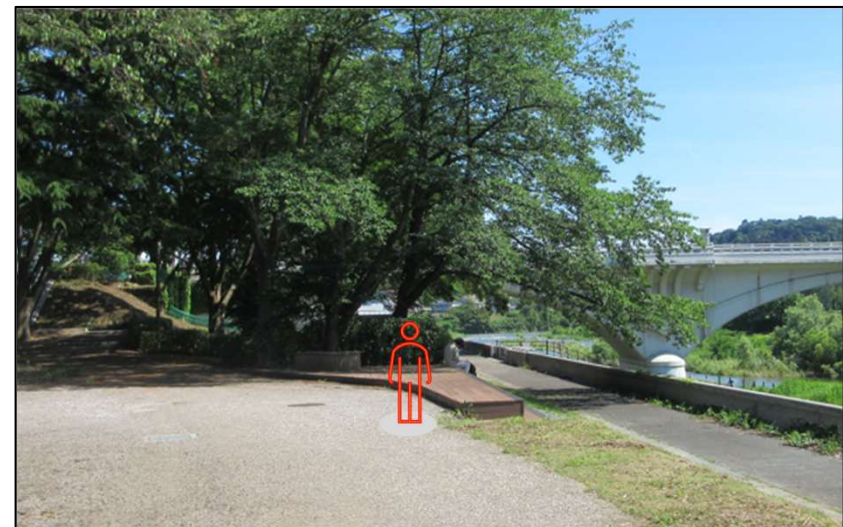


見せたいもの【視対象】

- ・ 広瀬川
- ・ 大橋
- ・ 青葉山の稜線
- ・ 仙台城跡石垣
- ・ 地下鉄東西線

見せる場所【視点場】

- ・ 西公園屋内遊び場南西側
広瀬川沿いデッキ付近



3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

視点場③大橋

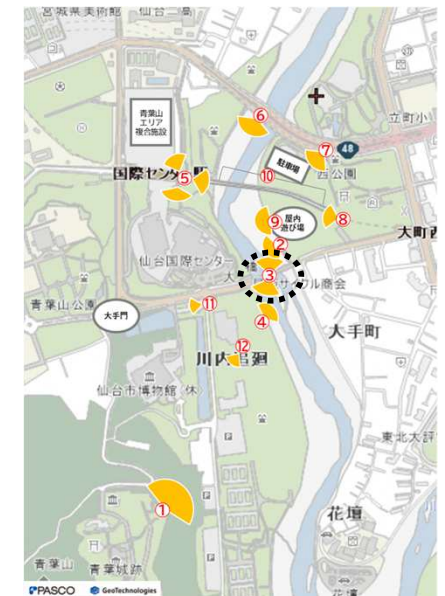


見せたいもの【視対象】

- ・ 広瀬川
- ・ 地下鉄東西線
- ・ 西公園屋内遊び場（遊ぶ様子）
- ・ 西公園内保存樹林
- ・ 青葉山の稜線
- ・ 仙台城跡石垣
- ・ 青葉山公園追廻地区（仙臺緑彩館・広場・デッキ）

見せる場所【視点場】

- ・ 大橋歩道上の滞留場所

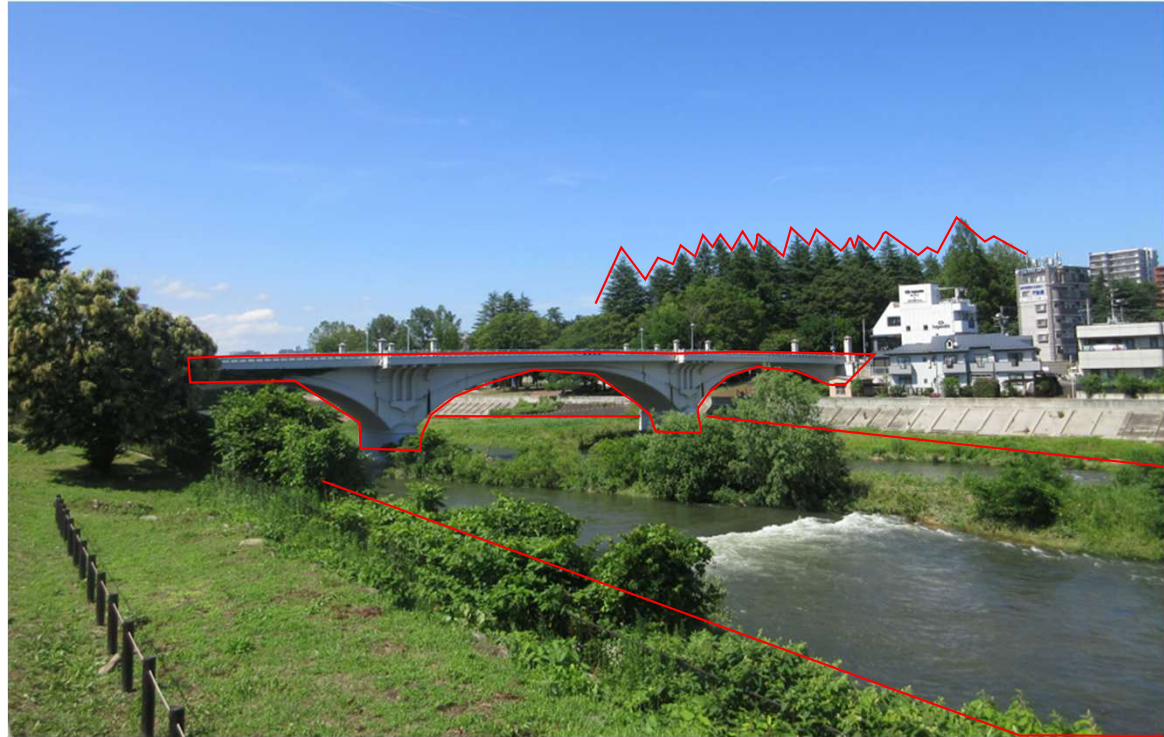


3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

視点場④青葉山公園追廻地区

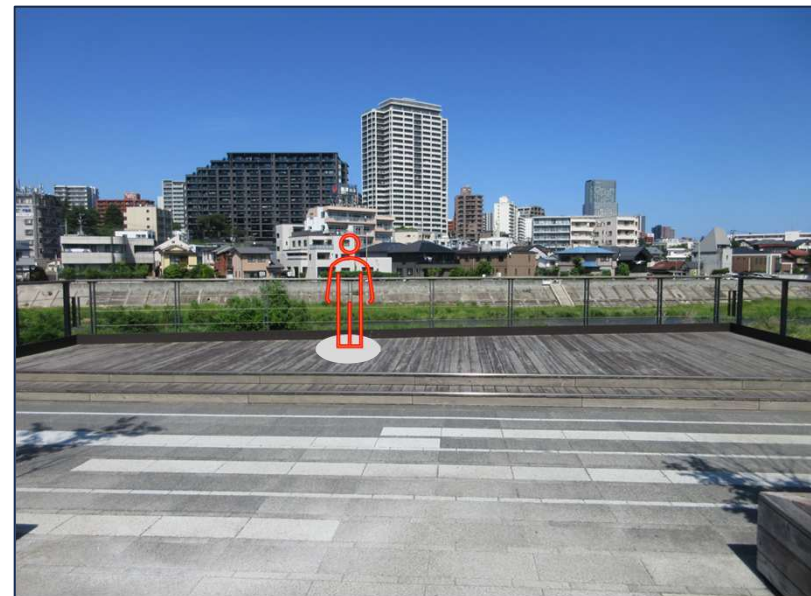
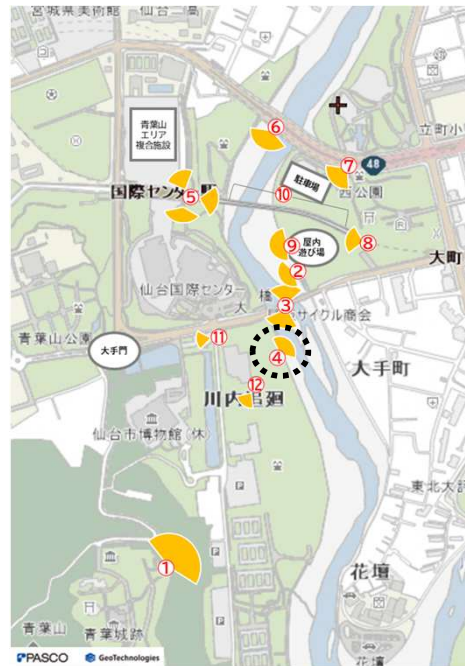
見せたいもの【視対象】

- ・ 広瀬川
- ・ 大橋
- ・ 西公園内保存樹林



見せる場所【視点場】

- ・ 青葉山公園追廻地区の北東側デッキ



3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定 視点場⑤国際センター駅2F



見せたいもの【視対象】

- ・地下鉄東西線
- ・広瀬川
- ・都心部の街並み
- ・西公園内保存樹林

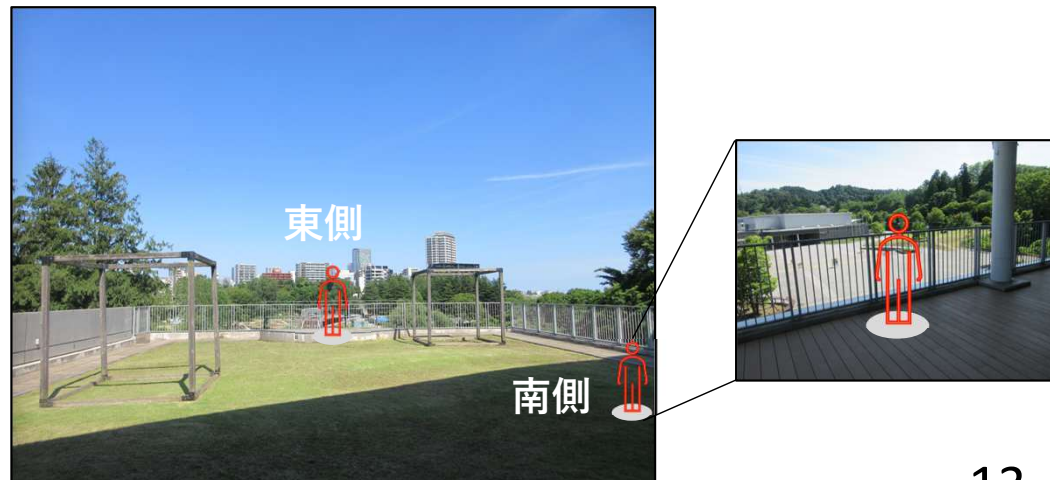
見せる場所【視点場】

- ・青葉の風テラス
(国際センター駅2F)
の東側及び南側



見せたいもの【視対象】

- ・青葉山の稜線
- ・仙台城跡石垣
- ・大手門
- ・大手門脇櫓



3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

視点場⑤国際センター駅 1F北側

見せたいもの【視対象】

・青葉山エリア複合施設



音楽ホール・中心部震災メモリアル拠点複合施設
基本設計パース（イメージ図）



見せる場所【視点場】

国際センター駅の
北側出口



3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

視点場⑥仲ノ瀬橋



見せたいもの【視対象】

- ・ 広瀬川
- ・ 地下鉄東西線
- ・ 西公園内保存樹林
- ・ 仙台城跡石垣
- ・ 青葉山の稜線

見せる場所【視点場】

- ・ 仲ノ瀬橋南側歩道上



3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

視点場⑦西公園歩道橋

見せたいもの【視対象】

- ・地下鉄東西線
- ・青葉山の稜線

見せる場所【視点場】

- ・西公園の歩道橋上



3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

視点場⑧西公園連絡橋入口

見せたいもの【視対象】

- ・地下鉄東西線
- ・西公園屋内遊び場（遊ぶ様子）
- ・西公園内保存樹林
- ・青葉山の稜線

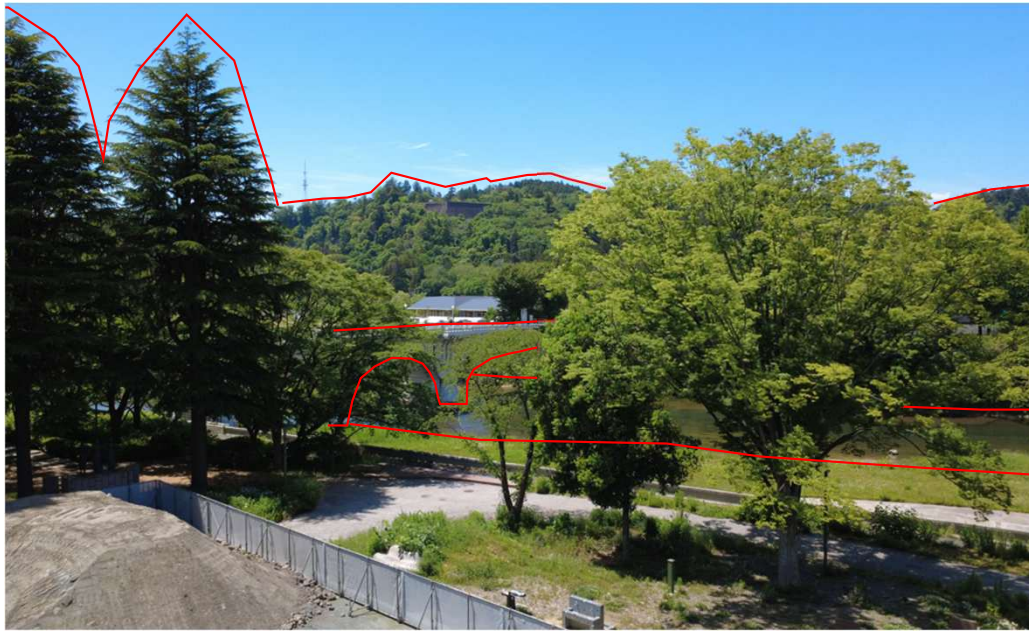
見せる場所【視点場】

- ・屋内遊び場連絡橋接続部付近



3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

視点場⑨西公園屋内遊び場屋上



見せたいもの【視対象】

- ・ 広瀬川
- ・ 大橋
- ・ 仙台城跡石垣
- ・ 西公園保存樹林
- ・ 青葉山稜線
- ・ 地下鉄東西線

見せる場所【視点場】

- ・ 西公園屋内遊び場の屋上



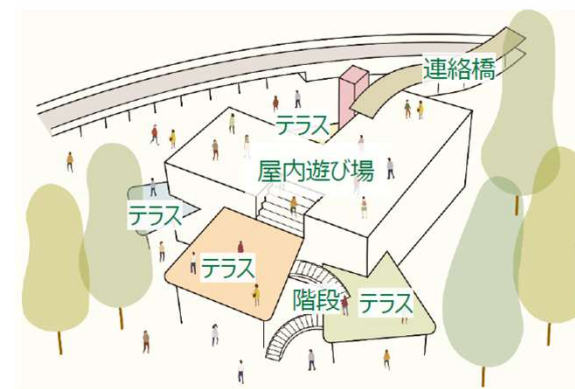
西公園屋内遊び場設計（中間報告）パース

視点場⑨西公園屋内遊び場屋上

仙台駅から青葉通の延長線上に位置する本施設は、都心部と青葉山エリアをつなぐ結節点として、周辺エリア全体の賑わいや回遊性を生み出す施設・外構を計画します。

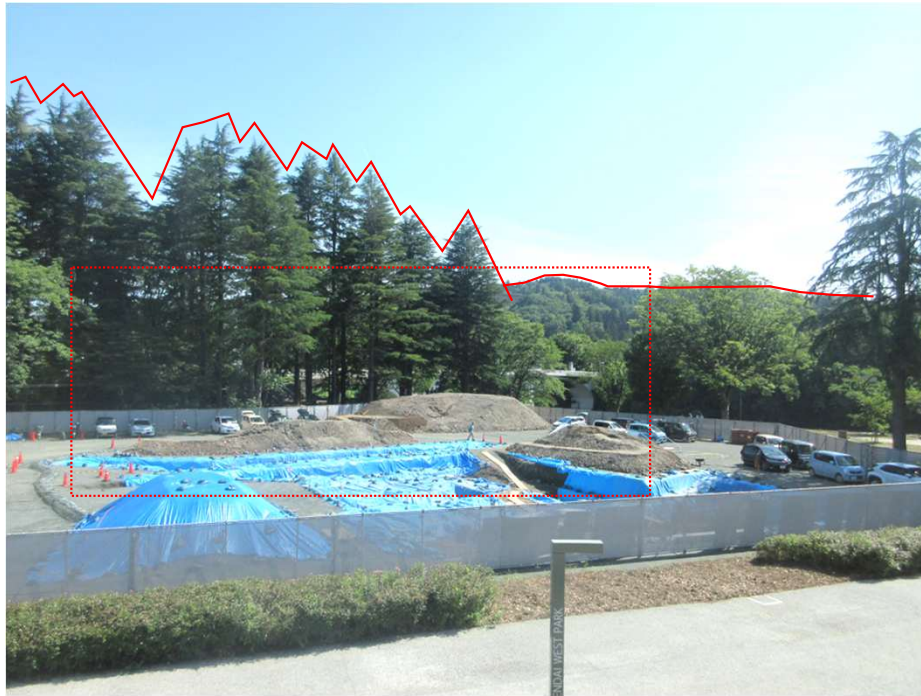


既存の園道の価値を引き出すとともに、施設から西公園、青葉山エリアへとつなげる動線計画とすることで、施設利用者や公園利用者がエリア全体を散策したくなるような計画とします。



【設計コンセプトのイメージスケッチ】

視点場⑩地下鉄車内



- ・ 広瀬川
- ・ 西公園屋内遊び場（遊ぶ様子）
- ・ 西公園内保存樹林
- ・ 青葉山稜線

・地下鉄車内



3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

視点場⑪仙臺緑彩館北側

見せたいもの【視対象】

・大手門



図25 仙臺緑彩館から見た大手門の整備イメージ図（第1期整備後）

※現時点での整備イメージ図であり、今後整備内容を変更する場合があります
仙台城大手門復元基本構想パース



見せる場所【視点場】

・青葉山公園の
仙臺緑彩館北側
正面出口付近



3 (仮称)青葉山エリアビューポイントの選定

視点場⑫仙臺緑彩館南側

見せたいもの【視対象】

- ・ 政宗公胸像
- ・ 青葉山の稜線
- ・ 仙台城跡石垣
- ・ 政宗公騎馬像



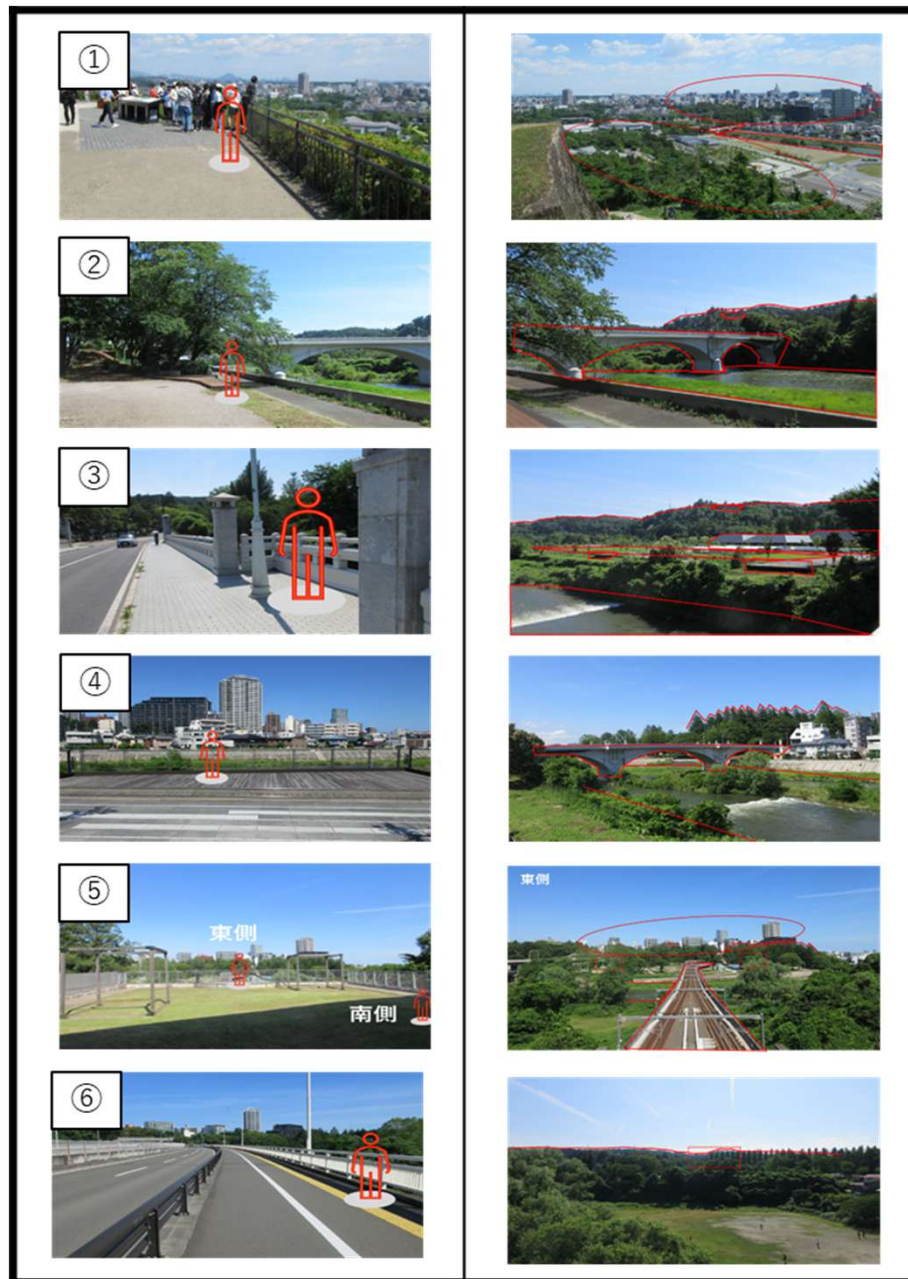
見せる場所【視点場】

- ・ 青葉山公園の
仙臺緑彩館南側
政宗公胸像前

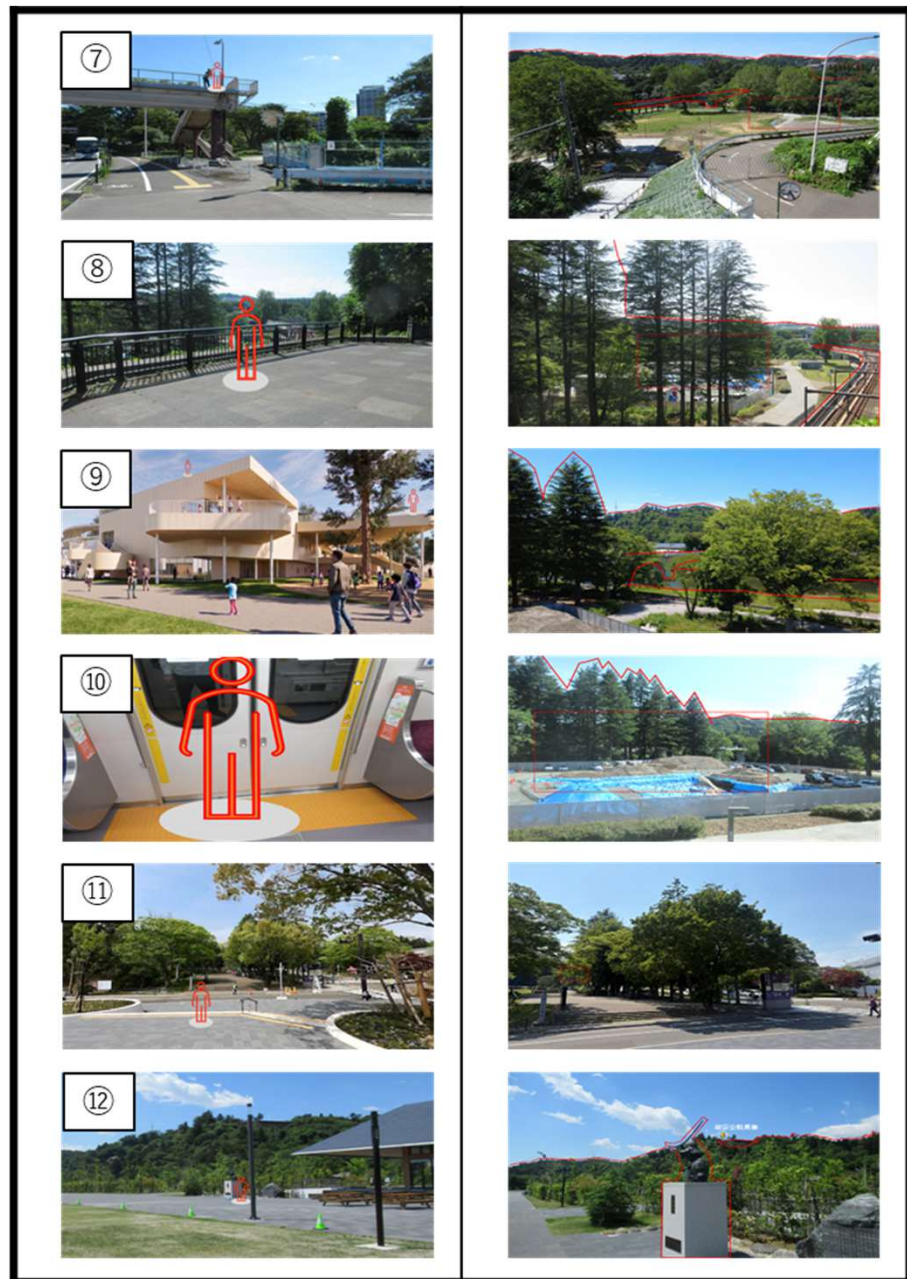


青葉山エリアビューポイント 候補場所一覧

ビューポイント $\longleftrightarrow$ 良い景観



ビューポイント $\longleftrightarrow$ 良い景観



4 今後の進め方

- ・ 今後、青葉山エリアビューポイントを選定し、とりまとめを行なう。
- ・ 選定後、エリア内の建築行為、修景・維持管理など実施する際に、青葉山エリアビューポイントからの景観について、配慮するよう協議を行なう。
- ・ 併せて、青葉山エリアビューポイントの紹介や回遊等、活用についての検討を行なう。

市の検討の進め方

令和 8 年度

青葉山エリアの景観形成の方向性の整理

ビューポイント選定条件の整理
ビューポイント候補箇所の抽出

景観総合審議会への報告 ※本日9/1

ビューポイント選定

庁内における認識の共有
今後の景観配慮等の仕組みの整理

令和 9 年度

景観総合審議会への報告

活用等の検討

ビューポイントの紹介
回遊等に関する連携の取組み